

下條村犬猫不妊去勢手術補助金交付要綱

(目的)

第1条 飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術を推進することにより、繁殖制限に対する意識を広く普及し適正な飼育が図られるよう、手術費用の一部を助成することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 村内に住所を有し、かつ居住している、健康な犬及び猫の飼育者
- (2) 犬については、狂犬病予防法第4条に基づく登録が下條村にあり、当該年度の予防注射を受けていること。
- (3) 本補助金と類似した助成制度を利用していないもの

(補助金の額)

第3条 不妊去勢手術に対する補助金は、予算の範囲内で犬・猫、オス・メス共に5,000円とする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の3月31日までに犬猫不妊去勢手術補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に当該手術を証明する書面を添付して、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び交付確定)

第5条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の可否を決定し、その旨を当該申請者に犬猫不妊去勢手術補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、村長に対して下條村犬猫不妊去勢手術補助金請求書(様式第3号)により、補助金の請求をするものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成23年2月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 この要綱は、平成30年4月2日から実施する。